

令和6年1月17日制定

最終改正 令和7年4月1日

吹田市子供の習い事費用助成事業運営事務局

吹田市子供の習い事費用助成事業 参画事業者募集要項

吹田市子供の習い事費用助成事業は、令和5年（2023年）3月に策定した「第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」の基本理念「すべての吹田の子供たちが夢と希望を持って、成長していける地域社会の実現」に鑑み、子供たちの多様な学び・経験の機会を確保し、所得格差による学び・経験の機会の差を解消することができるよう、電子クーポンを交付し、スポーツ、芸術、学習等の習い事に要する費用を助成するものです。

つきましては、本事業において、本市の発行する電子クーポンの利用を承諾いただける習い事教室等事業者（以下「参画事業者」といいます。）の登録を受け付けます。子供たちに多様な選択肢を提供し、多様な学び・経験の機会を確保できるよう、積極的な参画をお願いします。

なお、本事業はNTA×Gigi 習い事応援共同体（株式会社日本旅行及びGigi 株式会社）が本市より業務委託を受け運営しております。

I 本事業の概要

(1) クーポン交付対象者（助成対象者）

市内在住の生活保護若しくは児童扶養手当を受給している者又はひとり親家庭医療費助成制度対象者のうち、小学5年生から中学3年生までの子供の保護者

(2) 助成額

対象の児童・生徒1人につき年額12万円分

毎年4月1日に交付、有効期間1年間（年度末まで）

年度の途中で対象になった場合は年額12万円を月割りした額。

(3) 助成方法

電子クーポン又はカード型クーポンの交付

(4) 電子クーポンの概要

① 交付頻度

原則として毎年度（交付日は基本的に毎年4月1日）

② 有効期限

原則として発行した年度の年度末。

③ クーポンの交付方式

オンラインで利用できるクーポンを交付します（電子クーポン）。利用者及び参画事業者は、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。

WEB 利用環境になく電子クーポンを利用できない助成対象者に対しては、カード型クーポンを交付します。

(5) その他注意事項

- ① 利用者は、クーポンの利用に際し参画事業者から釣銭を受け取ることはできません。
- ② クーポンは、現金又は金券等との引換えはできません。
- ③ クーポンの有効期限は発行年度の年度末までです。翌年度への繰り越しはできません。
- ④ クーポンは交付された本人しか利用できません。
- ⑤ 助成対象者に該当しなくなった者はクーポンを利用することができません（例 助成対象者が他市に居住することとなった場合）

2 参画事業者の登録について

クーポンを取り扱うには、参画事業者登録申請手続きが必要です。次の「(1)登録条件」に該当することを確認のうえ、「(2)①登録申請」を行ってください。

(1) 登録条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 小学5年生から中学3年生を対象に含むサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間の事業者等（法人、任意団体、個人事業主等を含む）であること。
- ② 提供するサービスが、次のいずれかに該当すること。※下記【参考】参照
 - ア 芸術活動、スポーツ活動又は小・中学校の指導要領で取り扱われている科目等に関する事項の指導、練習、稽古、訓練、補習、進学指導など（以下「指導等」という。）を行うもの
 - イ 上記アに掲げるものに準じると吹田市が認めるものについて指導等を行うもの
- ③ 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 教室型：特定の教室等に生徒を集め、集団又は個別に指導等を行うもの
 - イ 訪問型：登録又は雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導等を行うもの（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）
 - ウ 通信型：特定の事業所に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導等を行うもの
- ④ 教室型及び訪問型については、吹田市内に教室又は事業所を有し（※）、通信型については日本国内に事業所を有する法人事業者であること。
 - ※ 助成対象者の利用希望がある場合に限り、吹田市外に教室及び事業所がある場合も対象とすることができる。
- ⑤ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること。
- ⑥ 代表者が明確であり、本事業の遂行能力が見込まれるものであること。
- ⑦ 個人情報の保護について万全を期していること。

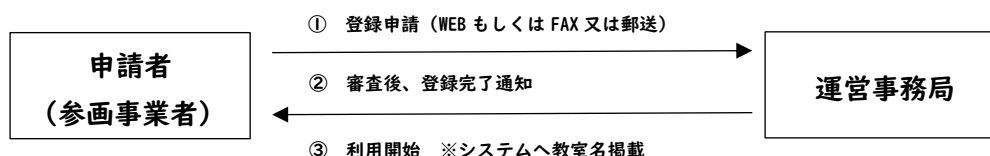
- ⑧ 政治活動（特定の政治思想を支持又は反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者又は政党を推進、支持又は反対する活動）又は宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと。
- ⑩ 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ⑪ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

【参考】習い事の例

区分	主なもの（例）	サービスの提供方法	クーポン対象費用
芸術活動	ピアノ、ギター、その他音楽美術、書写、調理、手芸、工作 等	・教室型 ・訪問型 ・通信型	レッスン、授業その他参画事業者が提供する習い事サービスを受けるために参画事業者に支払うもののうち次に掲げる経費とする。 ① 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等） ② 月謝、受講料 ③ 試験料、学力テスト料等 ④ 道具、教材、教具 ⑤ ユニフォーム、制服 ⑥ その他、吹田市が必要と認めるもの
スポーツ活動	水泳、体操、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、卓球、テニス、バドミントン、柔道、空手、剣道、ダンス 等		
指導要領科目等に関する事項	そろばん、パソコン、学習塾、家庭教師、英語塾・英会話教室、オンライン学習塾、オンライン家庭教室 等		

(2) 登録申請から利用開始までの流れ

登録申請から利用開始（システムへの教室名掲載）までは下記のフローとなります。



① 登録申請

必要書類をご準備のうえ、別途指定する登録フォームより必要事項を入力し申請を行ってください。

なお、同一事業者で複数の事業所を登録する場合、教室単位で登録申請を行っていただく

きますが、必要書類は同一のもので構いません。

② 必要書類（審査の過程で電子ファイルにて収集します）

ア 振込先確認書類：振込先銀行通帳の１ページ目（表紙を開いて振込先の銀行・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページ）又は、ネットバンクの場合は上記が記載された Web ページの画面コピー。なお、名義人は以下に限ります。

法人	「法人名義」又は「法人名+法人代表者名義」
任意団体	「団体代表者名義」又は「屋号+団体代表者名義」
個人事業主	「申請者本人」又は「屋号+申請者名義」

イ 事業実態確認書類：以下のうち申請者の区分に応じて、以下のいずれか

法人	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し【発行後３カ月以内】
任意団体	団体の規約等及び役員名簿 直近の法人税納税証明書（その２） ただし、事業開始後１事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書の提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出。 ・収益事業開始届出書の写し ・その他、吹田市が事業の実態を確認できると認めた書類
個人事業主	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ただし、事業開始後１事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次のいずれかの書類を提出 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・その他、吹田市が事業の実態を確認できると認めた書類

※ 書類にマイナンバーが記載されている場合は判別できないようにして提出してください。

※ 審査において習い事サービスの内容や料金等を確認するために、追加でパンフレット等の提出を求める場合その他習い事費用助成事業の適正な遂行に必要な対応をお願いすることがございます。資料の追加提出等の求めには速やかに対応してください。

ウ. 代表者等確認書類：以下のうち申請者の区分に応じて、以下のいずれか

法人	印鑑証明【取得から１年以内】 ※ 振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る
任意団体・ 個人事業主	次のいずれかの書類 ・印鑑証明【取得から１年以内】 ※ 振込先確認書類の代表者名義に記載の氏名・法人のものに限る ・公共料金の領収書【発行から１年以内】 ※ 事業実態確認書類に記載の氏名・法人名と、住所と同一の記載があるものに限る

	・身分証明書 ※ 事業実態確認書類に記載のある氏名の運転免許証・パスポート・健康保険証のいずれかに限る
--	---

※ 書類にマイナンバーが記載されている場合は判別できないようにして提出してください。

③ 審査・登録完了通知について

申請内容及び提出書類をもとに、運営事務局にて登録条件に該当するかどうか等の審査を行います。

ア 審査は本募集要項の上記2(1)登録条件に準じて行います。書類不備や不明点等がある場合は運営事務局より問合せをさせていただきます。

イ 上記問合せのほか、登録申請内容等の確認のため運営事務局が習い事サービスを提供する場所の訪問その他必要な調査を行うことがありますので、ご協力ください。

ウ 審査を通過した事業者には登録完了の通知をメールにて送付します（メールがない事業者には郵送にてお知らせいたします）。その際に、今回の電子クーポンシステムの事業者用の機能のログインID・PW、利用方法のご案内等を同送いたします。

エ 上記2(1)登録条件を満たさない場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、登録を認めないことがあります。

- ・ 登録申請内容（添付書類を含む。以下同じ。）に虚偽、その他不実の記載が認められたとき。
- ・ 登録申請内容に入力・記載漏れ、その他の不備が認められたとき。
- ・ 本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む）。
- ・ 上記ア又はイの運営事務局からの問合せ等の結果、上記2(1)登録条件を満たすことが確認できないとき。
- ・ 上記ア又はイの運営事務局からの問合せ等に対し、脅迫的言動、暴力行為、名誉・信用棄損行為、業務妨害行為又は不当要求行為を行ったとき
- ・ 運営事務局による審査の結果、登録が認められなかった事業者は、運営事務局に対し改めて審査を求めることができます。

④ 利用開始（システムへの教室名掲載）

登録完了後は本事業の電子クーポンシステムへ教室名が掲載されます。

各事業者にて生徒を募集する内容や金額等をメニュー登録することも可能です。ご活用下さい。

⑤ その他

吹田市又は運営事務局は、参画事業者の名称、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面又はホームページにおいて公開することができるものとします。

3 登録内容の変更・取消について

(1) 登録内容の変更等

登録内容に変更が生じた場合は「登録申請内容変更届」を、登録を抹消したい場合は「登録抹消届」を運営事務局宛てに提出してください。事務局にて変更又は抹消の処理をいたします。

届出がなかったことにより、吹田市又は運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、参画事業者は自らの責任において解決するものとし、吹田市又は運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。

(2) 登録の取消

参画事業者が次のいずれかに該当するときは、吹田市は参画事業者の登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより吹田市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

① 取消事由

ア 登録申請内容(上記登録内容の変更を含む。)を偽って記載したことが判明したとき。

イ 上記2(1)の登録条件を満たさなくなったとき。

ウ 政治教育(特定の政治思想を支持又は反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者又は政党を推薦、支持又は反対する教育)又は宗教教育(宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育)を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。

エ 参画事業者の代表者もしくはその従業員その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法もしくは消費者契約法その他の法令、条例等に違反した場合又は行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受けた場合において吹田市が登録の取消しが相当と判断したとき。

オ 監督官庁から営業の停止又は取消しの処分を受けたとき。

カ 上記3(1)の変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき。

キ 下記5(1)クーポン利用に関する原則に反し、吹田市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。

ク 下記7(1)地位の譲渡・債権の譲渡の禁止に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき。

ケ 利用者からの苦情その他外部から得た情報等に鑑み吹田市が参画事業者として不適当と認めたとき。

コ 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき又は登録された連絡先に吹田市及び運営事務局から連絡ができないとき。

サ 参画事業者が行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、吹田市が参画事業者と

して不適当と認めたとき。

シ 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているときと吹田市が判断したとき。

ス 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、下記7(2)個人情報の保護等に示す個人情報が第三者に提供もしくは開示され、又は漏えいする事故が生じたときと吹田市が判断したとき。

セ 参画事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者又は第三者に重大な損害を与えたとき。

ソ 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき。

タ 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が自らもしくは第三者を利用して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき又は風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて吹田市及び運営事務局の信用を毀損し、もしくは業務を妨害したときその他これらに類する事態が生じたとき。

チ その他、本募集要項に違反したとき。

② 登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消後ただちに参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

4 クーポンの利用・精算・入金方法について

(1) 電子クーポン利用時の流れ【原則】



※ 【注意】クーポン対象費用については、上記 2(1)⑩【参考】を改めてご確認ください。

- ①、② 申請案内を受けた助成対象者が電子クーポンシステムの申込を行う。
- ③ 申請に対する対応その他必要な情報を共有。
- ④、⑤ クーポンシステムの ID 等を送付を受けた助成対象者による本登録手続。
- ⑥ 運営事務局が助成対象者へ毎年 4 月 1 日に 12 万円のクーポンを付与（原則）。例外的に吹田市が必要と認めるときは原則とは異なる対応を行うことがあります。
- ⑦ 助成対象者が利用教室を選び直接教室等に習い事の申込を行う。その際、クーポンを利用する旨を教室等に申し出ていただきます。

※ 習い事の申込は、①～⑥までより前に行われることがあります。

※ 本事業は教室等への習い事の申込には関与しません。申込は教室・助成対象者の当事者間で行ってください。また、クーポン利用の前に当事者間において、費用の支払に関する事項（どんな費用の支払いが必要なのか、前払いなのか後払いなのかなど）について合意形成をお願いします。

※ 本事業の特性上、クーポン利用の意向確認は慎重をお願いします。助成対象者からの利用意向の意思の表明を待つことが基本となります。

- ⑧ 助成対象者がクーポン利用操作を行い、クーポンを利用。

※ 利用金額は 1 円単位で指定が可能です。また、事前に参画事業者でメニュー登録された場合は設定された金額が反映されます。金額の誤入力を防ぐためにも、メニュー登録をお勧めします。

- ⑨ 参画事業者がシステムにログインし、クーポン利用実績・金額等を確認（随時確認可能）。翌月 5 営業日までに利用者名や金額を確認し、誤りがあれば運営事務局に連絡（修正等の必要がなければ、参画事業者による請求があったものとみなします）。

※ 本事業では対象者本人以外のクーポン利用を禁止しております。必ず教室利用者とクーポン利用者が同一人物であることをご確認ください。利用者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない実績が計上されている場合は、運営事務局へご連絡ください。

※ WEB が利用できない場合は運営事務局へご相談ください。

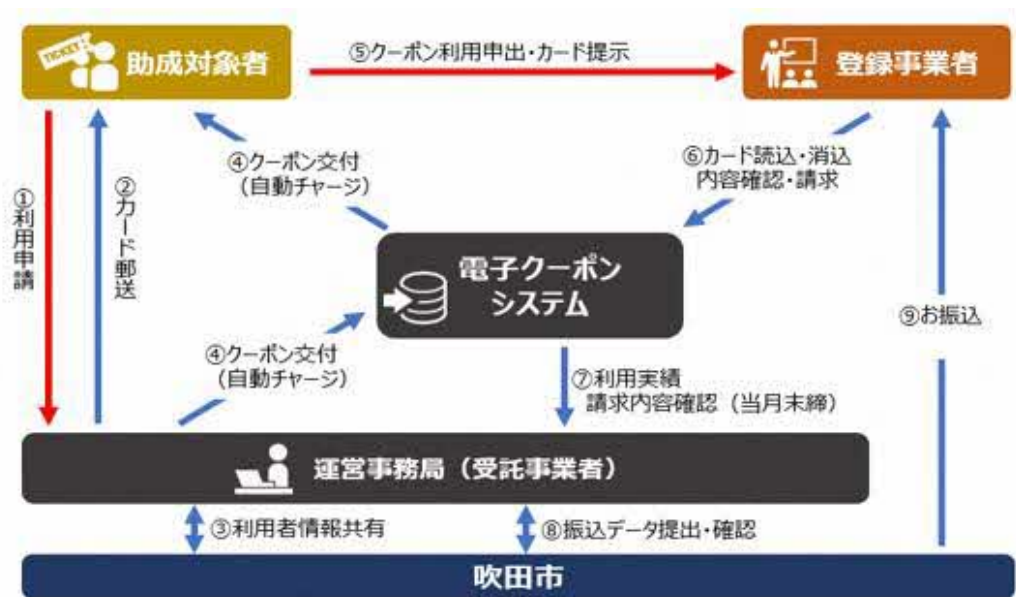
- ⑩ 運営事務局がクーポンを集約し、支払いデータを作成（翌月 6 営業日までに作成）

※ 対象：当月 1 日～末日までに利用があり、翌月 5 営業日までに請求のあったクーポン（グループ登録の場合：グループ教室一括請求フォームが送信したクーポン）

- ⑪ 運営事務局から吹田市へ支払いデータを提出（翌月 6 営業日）

- ⑫ 吹田市から各参画事業者へ振込（翌月 30 日（12 月は 27 日、2 月は末日）（土日祝日の場合はその直前の営業日））

(2) カード型クーポン利用時の流れ【例外】



※ 【注意】クーポン対象費用については、上記2(1)⑪【参考】を改めてご確認ください。

- ① 助成対象者がカード型クーポンの申込を行う。
- ② 運営事務局が助成対象者へカード型クーポンを交付（郵送）。
- ③ 申請に対する対応その他必要な情報を共有。
- ④ 運営事務局が助成対象者へ毎年4月1日に12万円のクーポンを付与（カードに自動チャージ）（原則）。例外的に吹田市が必要と認めるときは原則とは異なる対応を行うことがあります。
- ⑤ 助成対象者が利用教室を選び、直接教室等に習い事の申込を行う。その際、カード型クーポンを利用する旨を教室等に申し出ていただき、カード型クーポンを提示いただきます。

※ 習い事の申込は、①～④までより前に行われることがあります。

※ 本事業は教室等への習い事の申込には関与しません。申込は教室・助成対象者の当事者間で行ってください。また、クーポン利用の前に当事者間において、費用の支払に関する事項（どんな費用の支払いが必要なのか、前払いなのか後払いなのかなど）について合意形成をお願いします。

- ⑥ 参画事業者がシステムにログインし、当月内にカード型クーポンの読込・消込を行う。その後は電子クーポン時と同じく、再度利用者名や金額を確認し、誤りがあれば運営事務局に連絡（修正等の必要がなければ、参画事業者による請求があったものとみなします）。
- ※ 本事業では対象者本人以外のクーポン利用を禁止しております。必ず教室利用者とクーポン利用者が同一人物であることをご確認ください。利用者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない実績が計上されている場合は、請求ボタンを押さずに、運営事務局へご連絡ください。

※ WEB が利用できない場合は運営事務局へご相談ください。

⑦ 以降の手続は、上記(1)⑩～⑫と同じ。

(3) 精算間隔・入金時期について

クーポン利用日を基準とした月次精算となります。上記のとおりクーポンを集約し、翌月 30 日（12 月は 26 日、2 月は末日）（土日祝日の場合はその直前の営業日）にお振込みいたします。なお、振込手数料は吹田市が負担します。

例：① 4 月 1 日（火）～30 日（水） クーポン利用

5 月 9 日（金）まで クーポン利用状況の確認

5 月 30 日（金） お振込み（4 月 1 日～30 日分）

② 5 月 1 日（木）～31 日（土） クーポン利用

6 月 6 日（金）まで クーポン利用状況の確認

6 月 30 日（月） お振込み（5 月 1 日～31 日分）

※ カード型クーポンは消込日基準となりますので、必ず当月内に消込まで完了してください。

5 クーポン利用に関する留意事項について

(1) クーポン利用に関する原則

- ① 参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除き、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- ② 参画事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、下記 5(3)クーポン利用の拒否に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。ただし、明らかに電子クーポンを利用可能な助成対象者がカード型クーポンの利用を希望する場合、当該対象者に電子クーポンの利用を促すことは差し支えありません。
- ③ 参画事業者は、下記 5(3)クーポン利用の拒否に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- ④ 参画事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- ⑤ 参画事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするのではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- ⑥ 参画事業者がクーポンを利用する者に提供するサービス料金は、クーポンを利用しない生徒に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、クーポンを利用する生徒に対してのみ手数料等の上乗せ又は料金の減額など料金を正当な理由なく分けることは認められません。

(2) クーポン改ざん等への対応

- ① 吹田市は、クーポンの改ざんやクーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることがあります。
- ② クーポンの改ざん等が発覚した場合、吹田市又は運営事務局から参画事業者に連絡することがあります。この連絡以降、参画事業者は、より厳重な注意をもってクーポンを確

認しなければなりません。

- ③ 参画事業者はクーポンの改ざん等を発見した場合、速やかに吹田市又は運営事務局にその旨を通知するとともに、流通防止に協力しなければなりません。

(3) クーポン利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポンを提示したものに対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに吹田市又は運営事務局に連絡し、これらの指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるクーポンの利用を希望されたとき。
- ② クーポン利用を希望する者が明らかに不審であると思われるとき。
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われるとき。

6 支払いの取消・留保について

(1) 支払いの取消

吹田市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、クーポン利用にかかる支払いを行わないことができるものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、吹田市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 下記 7(2)個人情報の保護等に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき。
- ② 上記 3(2)①の取消事由のいずれかに該当する疑いがあるとき。
- ③ 参画事業者においてクーポンの不正取扱があったとき又は不正取扱をした疑いがあるとき。
- ④ 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき。
- ⑤ 上記 5(2)クーポン改ざん等への対応、5(3)クーポン利用の拒否に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑥ 参画事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき。
- ⑦ 上記 3(2)登録の取消により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき。
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。

(2) 支払いの留保

吹田市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、支払うべき金額の全部又は一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると吹田市が判断したとき。
- ② 参画事業者が、上記 3(2)①の取消事由のいずれかに該当したとき、又は該当するおそれがあると吹田市が認めたとき。
- ③ 参画事業者が行った利用者へのサービス提供について、上記 6(1)支払いの取消事由のいずれかに該当するか又はそのおそれがあると吹田市が認めたとき。

※ 支払い留保後に当該留保事由が解消し、吹田市が当該留保金の全部又は一部の支払いを相当と認めた場合には、吹田市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとし、なお、この場合、吹田市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

7 その他の留意事項について

(1) 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の吹田市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

(2) 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- ① 参画事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、吹田市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示又は漏えいしてはなりません。(利用者がクーポンを利用してサービスを利用しているという情報も「生活保護又は児童扶養受給世帯」であることを示すものでもあるので、第三者にこの情報を提供、開示、又は漏えいしてはなりません。)
- ② 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄又は消去しなければなりません。
- ③ 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- ④ 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏えいする事故が生じた場合又は事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。
- ⑤ 吹田市及び運営事務局は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- ⑥ 参画事業者は、④の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を吹田市に報告しなければなりません。
- ⑦ ⑥の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- ⑧ 参画事業者の責に帰すべき事由により、④の事故が生じた結果、利用者、吹田市、運営事務局又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- ⑨ ①から⑧にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等

を講じなければなりません。

⑩ 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。

⑪ 本募集要項に定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

(3) 利用者との紛議等の解決

① 参画事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、又はこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。

② 参画事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者又は第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。

③ ①及び②の場合、吹田市及び運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

※ 本事業は習い事の費用を、電子クーポンを介して助成するものであり、習い事の契約については関与いたしません。

(4) 損害賠償責任

参画事業者が本募集要項に違反した結果、利用者、吹田市、運営事務局又はその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

(5) その他

本募集要項の内容は吹田市の方針等により予告なく変更される場合があります。

8 運営事務局について

本事業に関する問合せ等は下記の運営事務局へお問合せ下さい。

【申請・問合せ先】

吹田市子供の習い事費用助成事業 運営事務局

TEL：0120-065-067

FAX：06-6204-1763

営業時間：月曜～金曜 11：00～20：00（土日祝休み）

年末年始の休業期間は12/29～1/3となります。

※ 本事業は株式会社日本旅行及びGigi 株式会社が受託運営しております。